

# SHINWA NEWS

年末調整における定額減税について

令和6年11月  
(No.12)

今年も年末調整の時期が近づいてまいりました。

今回は、年末調整における定額減税の留意点及び令和7年分から適用される簡易な扶養控除等申告書についてご紹介いたします。

## [1] 定額減税の対象者及び控除金額

令和6年分所得税について定額減税の適用を受けることができる人は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人です。

定額による所得税額の特別控除の額（以下「定額減税額」といいます。）は、次の金額の合計額です。

ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、控除される金額はその所得税額が限度となります。

- (1) 本人（居住者に限ります。） 30,000円
- (2) 同一生計配偶者及び扶養親族（いずれも居住者に限ります。） 1人につき30,000円

## [2] 源泉徴収票の記載方法

(1) 定額減税額を全額控除した場合

年末調整後に作成する「給与所得の源泉徴収票」には、その「(適用)」欄に、年末調整の際に控除した定額減税額を「源泉徴収時所得税減税控除済額×××円」と記載します。（以下、年調減税額といいます。）

### 令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受ける 者	住所 〒 △△市○○町1-2-3	(受給者番号)											
		個人番号 112233445566											
		氏名 (フリガナ) ヤマカワ タロウ 山川 太郎											
種別	支払金額	令和6年所得控除後の金額 (調整控除後)						所得控除の額の合計額			源泉徴収額		
給料	7,770,000	5,893,000	2,883,000	44,500									
(源泉)控除対象配偶者 の有無等	配偶者(特別) 控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)						非課税 所得控除 の額	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者 である 親族の数		
		前	後	老人	その他	その他	特別		その他	特別	その他		
○	380,000	1					1						
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額					
1221,300		120,000			50,000			40,000					
(備考) 源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円													

(2) 定額減税額を控除しきれなかった場合

年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額を「控除外額×××円」(控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」と記載します。

さらに、合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者(以下「非控除対象配偶者」といいます。)を年調減税額の計算に含めた場合には、上記に加えて「非控除対象配偶者減税有」と記載します。

**令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票**

支払を受ける者	住所又は居住	△△市〇〇町1-2-3		[住所番号] [個人番号] 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6											
				[氏名] 氏名 ヤマカワ タロウ 山川 太郎											
				[フリガナ] 氏名 ヤマカワ タロウ 山川 太郎											
種別		支払金額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)				所得控除の額の合計額				源泉徴収税額			
給料		14	400 000	12	300 000	2	849 930	1	283 900						
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(控除)の有無		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				65歳未満 法定親族 の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者 の 数			
有	無	有	無	扶養	養父	養母	その他	1							
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額									
1569	930	120	000	50	000	205	000								
[摘要] 源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円 非控除対象配偶者減税有															

(3) 定額減税額について記載不要な場合

年末調整を行わずに退職した場合や、令和6年分の給与の収入金額が2,000万円を超えるなどの理由により年末調整の対象とならなかった給与所得者については、その方に係る「給与所得の源泉徴収票」の作成に当たり、「(摘要)」欄には、定額減税額を記載する必要はありません。

なお、「(摘要)」欄への記載に当たっては、定額減税に関する事項を最初に記載するなど、書ききれないことがないように留意する必要があります。

年末調整を行った後の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄には、年調所得税額から年調減税額を控除した残額に102.1%を乗じて算出した復興特別所得税を含む年調年税額を記載することになります。

[ 3 ] 6月1日以降に変更があった場合

令和6年6月1日より後に以下の事実があった場合には、年末調整の際に年調減税額の適用を受けることができます。

- (1) 令和6年6月1日より後に雇用された人で扶養控除等申告書を提出した場合
- (2) 令和6年6月1日より後に扶養親族である子供が生まれた場合
- (3) 令和6年6月1日より後に扶養親族が死亡した場合

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。